

承したとき、故に池社故は前株主支配人を任じ、増資するやうな場合には必ず実行するを云ふ、(1)は昨年未要求したところ、本年四月(即ち本年一)も待たなくれと云はれたが、吾々株主と存しく持たせられた心持は、当然分回はその要求は承認されること、思ふ存ずるを他に依るに共通した、しかも切実なる要求を株主と追加するに依るは、吾々株主の心持は、

吾々株主の譲渡材料を左に附記した、吾々組合増資の諸君、諸君、

一、退職手当に現れたる社員と職工の差別は、

年限	職工	社員	増資規定
三ヶ月	三十日分	三ヶ月分	
六ヶ月	三ヶ月分	七ヶ月分	

十ヶ月 十一月余 二十ヶ月 三十七ヶ月
 十五ヶ月 十一月余 三十七ヶ月 五十六ヶ月

一、現在の退職規定の不公平なること

又、之等に社員には勤続五年以上の者の規定外特別五

割増の規定ありこと

二、社員は十五ヶ年までの規定ありこと、職工には十ヶ年までの規定があるだけだ

東京電燈株組合士連の要求した結果、初回は一月五十銭となり、たしかに會社は一月四十銭であり、吾々個人は平均賃金で僅かに月額五十一円に過ぎない、更に他方住居者ばかり心算で程々の低い東京電力と比較しては、吾々の待遇とは遙かに差がある。